

議案第 五 号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例
に付して

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例を

別紙の通り制定する

原案可決

昭和卅三年六月廿七日 採決

昭和三十三年六月 東伯耆三朝町議會議長 加藤幸太

提出者 三朝町議會議員 岩山 初哉

賛成者

岸由 音一
天野 藤三

提案理由
地方自治法第百三十一條第二項の規定に基き
該会事務処理に必要なる事務局を設置する



昭和三十三年三朝町条例第

号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例
三朝町職員定数条例の一部を改正する条例
三朝町職員定数条例の一部を改正する

第二系中

議 会	書記長 書記補 嘱託 雇	当分の同併任とし本務 取員を置かないものとする	八一人
合 計			

あること

議 会	事務局長 書記 書記 雇	但し当分の同一人は併任とする	八三人
合 計			

に改める

附則

この条例は公布の日から施行する